



第一次葉山町消防計画

**The First HAYAMA TOWN
FIRE SERVICE PLAN**

2026 - 2040



第一次葉山町消防計画

安心と安全が感じられる

消防力のあるまち

町長挨拶文タイトル

町長

写真

本文作成中

2026年3月

葉山町長 山梨 崇仁

目次

計画の背景	1
-------	---

基本構想

Ⅰ 計画の基本的事項	3
Ⅱ 基本構想の目的	5
Ⅲ 消防本部がめざすまちの姿	5

第Ⅰ期基本計画

Ⅰ 基本計画の目的	9
Ⅱ 基本計画の重点項目	9
Ⅲ 基本計画の方向性	10
Ⅳ 基本計画の施策体系	11
Ⅳ 施策内容	13

「市町村計画の基準」と本町の規定等の関係	23
----------------------	----

進行管理	27
------	----

資料編

関連する計画一覧	29
----------	----

用語集	32
-----	----

計画の背景

近年、気候変動の影響等により、自然災害が激甚化・多発化し、全国各地で甚大な被害をもたらしています。地震災害や土砂・風水害などでは、被災地からの要請を受け、各都道府県の消防本部から応援部隊として編成される緊急消防援助隊[※]が出動することが増え大規模な自然災害は継続して発生しています。

地震災害、土砂・風水害などの大規模災害が生じた場合は葉山町（以下、「本町」という。）に大きな被害を及ぼすことも考えられます。また、高齢化の進展等による救急需要の増加や火災による高齢者被害の増加、消防分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）[※]の推進、新たな感染症に対する備えなど、町民の生命・身体・財産を守る消防の果たす役割は、ますます大きくなっています。

本町においても全国的な傾向と同じく、高齢化の進展や猛暑による熱中症への対応等により、救急出動件数は増加傾向にあります。

葉山町消防本部では、第四次葉山町総合計画（2015年～2024年）[※]の基本理念2“暮らしを守る葉山”の基本目標6「だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしていくまち」の実現に向け、これまで様々な事業・施策に取り組んできました。

第四次葉山町総合計画が期間満了を迎え、2025年を始期とする第五次葉山町総合計画（以下、「第五次総合計画」という。）を踏まえ、計画的、かつ持続可能な消防行政を運営するために、第一次葉山町消防計画（以下、「第一次計画」という。）を策定しました。

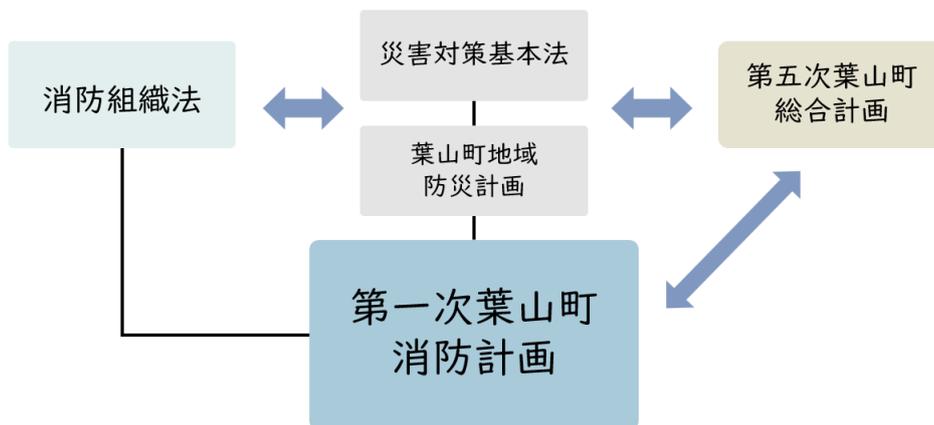
基本構想

(2026－2040)

I 計画の基本的事項

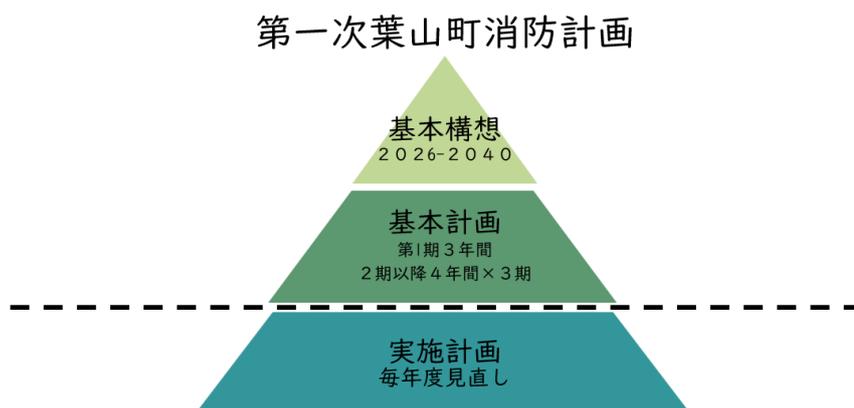
1. 計画の位置づけ

本計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）および災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、本町の消防行政の基本方針を示す最上位の計画です。葉山町地域防災計画の消防対策を具体化するとともに、第五次総合計画と整合を図りながら推進します。第五次総合計画が掲げる「自分らしく、つながるまち」を目指すまちの姿と、防災・救急分野における「生命と財産が守られ、お互いに助け合い、安全で安心して住み続けられる暮らし」の政策方針の実現を確実に進めるため、消防行政の運営および施策を定めたものです。



2. 計画の構成

第一次計画は、下図のとおり基本構想と基本計画、実施計画の3層から構成されています。



3. 計画期間

第一次計画における基本構想の計画期間は、始期を2026年とし、その後は第五次総合計画の計画期間と合わせ、2040年度までの15年間とします。

なお、基本計画の期間は第1期3年、第2期以降は4年間とし、実施計画は予算事業と連動させることで、毎年度見直すこととします。

年	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
基本構想	基本構想【2040年を展望】														
基本計画	第1期基本計画			第2期基本計画				第3期基本計画				第4期基本計画			
実施計画	実施計画は、予算事業と連動します。また、毎年度予算事業と実施計画を見直します。														

Ⅱ 基本構想の目的

消防本部の基本的な考え方や目指す姿と進むべき方向性を明確にするものです。

Ⅲ 消防本部がめざすまちの姿

第五次総合計画の「防災・救急分野」の政策方針「生命と財産が守られ、互いに助け合い、安全で安心して住み続けられる暮らしへ」の実現に向け、消防本部がめざすまちの姿を定めます。

安心と安全が感じられる消防力のあるまち ～みんなでつくる～

消防の使命は、町民の生命、身体及び財産を守り、まちの「安全」を確保するとともに、町民に「安心感」を与えることにあります。

社会状況の変化、大規模化する災害、ライフスタイルの変化によって町民のニーズは今後ますます複雑・多様化していくと予測されています。

このような状況において、町民の期待に応えるためには、持続可能な消防体制を確立し、行政の果たすべき役割を全うするだけでなく、第五次総合計画の3つの柱の一つである“連継”を念頭に、葉山町に関わるすべての人と考え、つくり、そして感じられる消防力を創り上げていく必要があります。

葉山町消防本部は、すべての町民が身体的・精神的・社会的に良好な状態で日常生活を過ごし、安全で安心な幸福と豊かさを感じるウェルビーイング※を実現するため、目指すべき目標を「安心と安全が感じられる消防力のあるまち～みんなでつくる～」と決めました。

“連継”とは、第五次総合計画において定義された、葉山を未来へ受け継いでいくために、本町に関わる全ての人々が連携し、地域の力となる、これからのまちづくりのことです。



第Ⅰ期基本計画 (2026-2028)

第Ⅰ期基本計画（2026-2028）

I 基本計画の目的

基本計画とは、基本構想に掲げた「めざすまちの姿」の実現に向けて、今後3年間で進める具体的な取組を『施策』及び『取組事業』として示すものです。

II 基本計画の重点項目

「めざすまちの姿」の実現に向けて、計画期間を通して重点的・横断的に推進すべき取組を「重点項目」とし、次のとおり定めます。

（1）災害に強い消防体制の構築

人口動態や社会環境・自然環境へ対応し、災害に強い消防体制を構築します。

（2）救急体制の強化

増加する救急需要に対応するため、救急体制を強化します。

（3）効果的な消防力の強化

技術革新に適切に対応し、新しい技術を効果的に取り入れることで、消防力を強化します。

（4）連携した災害対応力の向上

消防団、町民、地域等と連携し、諸問題の解決や災害対応力の向上に取り組みます。

Ⅲ 基本計画の方向性

第五次総合計画の基盤分野の基本的な方向性を踏まえつつ、施策及び取組事業を推進していく上で前提となる基本計画の方向性を次のとおり示します。

(1) 消防行政の最適化

社会情勢や消防・救急需要の変化に対応し、消防力の維持、確保を図りながら、人口減少に応じた最適な規模や、今後の消防施設の在り方について検討します。

(2) 人材育成と職場環境の整備

職員研修や人事評価制度を通じて、職員一人ひとりの意識改革や政策立案、問題解決能力の開発に努めます。さらに、ワークライフバランスの充実と職員個人の価値観を尊重する良好な職場環境を形成することで、職員のモチベーションを向上させ、魅力ある組織体制を構築します。

(3) 機構改革

限られた人的資源を有効に活用しながら、多様化する町民のニーズや社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる組織体制を構築するため、継続して組織・機構を見直すとともに、行政課題に対して横断的に取り組む体制づくりを進めます。

(4) 広域連携協力

人口減少社会において持続可能な消防体制を確保するために、近隣消防本部との連携・協力や広域消防体制のあり方について調査・研究します。

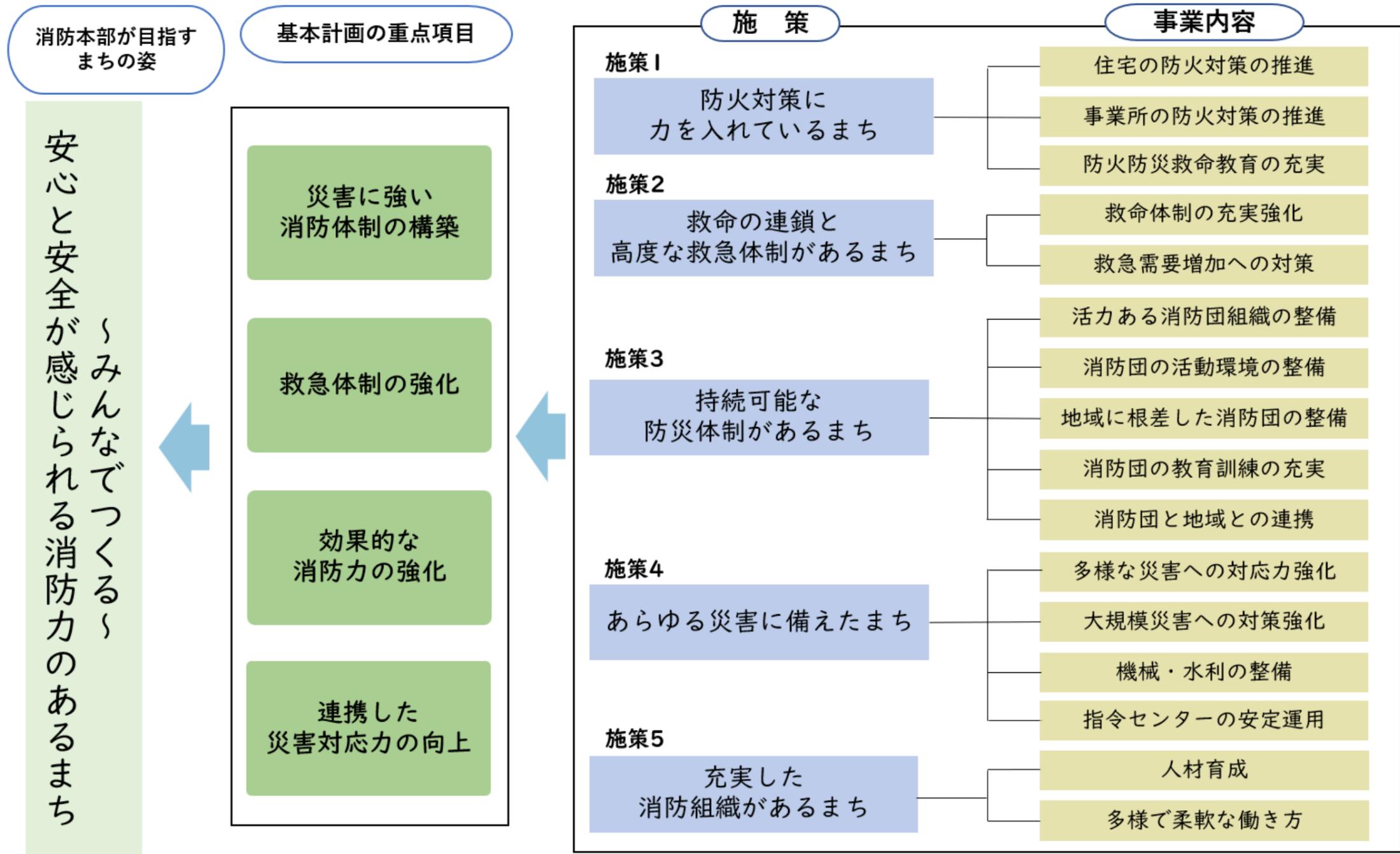
(5) DXの推進

町民の安全・安心の向上のため、災害対応や事務処理でデジタル技術の導入を図り、業務効率化とマンパワーの創出を図ります。

(6) 持続可能な行財政運営

町財政部局と協議し、持続可能な消防行財政運営を推進します。また、財源を有効に活用するため、町民のニーズや社会情勢を捉え、中長期的な視点から適切な事業の選択と重点化を行います。

IV 基本計画の施策体系



基本計画の方向性 消防行政の最適化 人材教育と職場環境の整備 機構改革 広域連携協力 DXの推進 持続可能な行財政運営

V 施策内容

施策Ⅰ 防火対策に力を入れているまち

現状と課題

全国での住宅火災件数は、平成 17 年（2005 年）以降減少を続け、令和 2 年に初めて 1 万件／年を下回りましたが、令和 3 年から再び増加しています。火災による死者数も増加しており、令和 5 年の死者数は、平成 26 年（2014 年）以来 9 年ぶりに 1000 人を超えることとなりました。（死者数には放火自殺者等は含まない。）そのうち、65 歳以上の高齢者が 74.5% を占めています。

本町でも火災件数は減少傾向にありますが、高齢者数の増加に伴い、高齢者向けの住宅防火対策をより一層推進する必要があります。

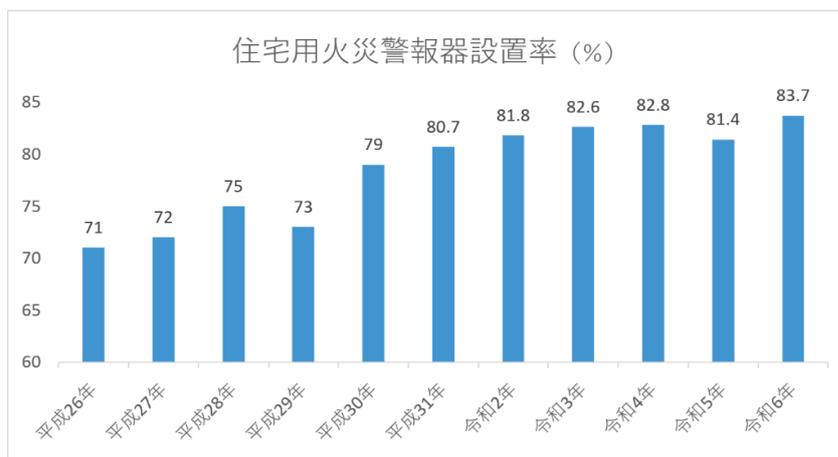
施策の方向性

防火対策に力を入れているまちの実現には、町民や事業者への防火意識の普及啓発を図るなど、本町に関わる全ての人の防火意識を高める必要があります。

高齢者に向けた住宅防火対策の啓発、福祉事業者と連携した防火指導により、住宅火災の逃げ遅れなどによる被害を軽減します。また、事業者の防火管理意識の向上と消防用設備等の適正な維持管理の推進に取り組みます。



施設の立入検査



葉山町の住宅用火災警報器の設置率



事業所向けの危険物安全研修会

取組事業	内容
住宅の防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の徹底 ・各種研修及び研修会への職員派遣
事業所の防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・予防技術資格者[※]の養成 ・消防設備点検資格者[※]の養成 ・危険物安全協会[※]との連携強化
防火防災救命教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校や各種団体への防火講座の実施

施策２ 救命の連鎖と高度な救急体制のあるまち

現状と課題

本町の救急出動件数は増加傾向にあり、高齢化の進展や気候変動の影響、救急業務に求められるニーズの多様化などから、今後も救急需要の増加が予測されます。しかし、人口減少・高齢化社会の進展などの社会構造の変化により、地域の応急手当の担い手が減少する可能性もあります。

救急需要の増加に対応しながら、質の高い救急サービスの提供を目指す必要があります。

施策の方向性

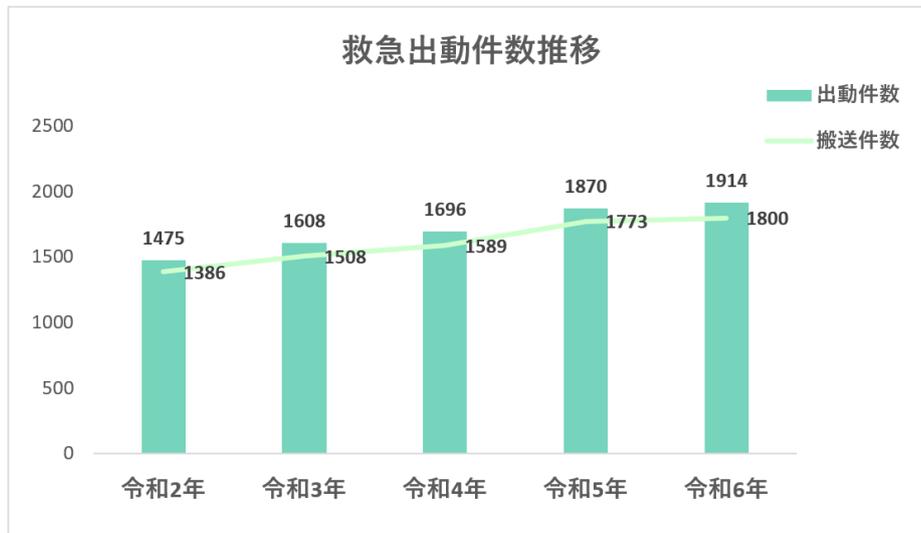
救命の連鎖と高度な救急体制のあるまちの実現には、本町に関わるすべての人が救急医療のあり方について意識するとともに、応急手当の普及や関係機関との連携を強化していく必要があります。

消防本部では、救急隊員の計画的な育成、適正な資機材の整備と管理を図るとともに、第五次総合計画の３本柱の一つの“連鎖”を推進し、町民や関係機関と行政が一体となった応急手当の普及啓発に取り組み、強固で持続可能な救命の連鎖の構築に取り組みます。

また、救急需要の増加、労務環境の変化に対応するため、中長期的な視点から人員や車両等を配備するとともに、町民、関係機関と行政が一体となった救急需要対策を行い、必要なときに、必要に応じて救急サービスが提供できるまちを目指します。



救急車内での処置



葉山町の救急出動件数



消防署で行われている救命講習

取組事業	内容
救命体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・救命講習の積極的な開催 ・救急救命士[※]の専科教育への派遣
救急需要増加への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日勤救急隊[※]の整備、運用 ・#7119[※]、#8000[※]サービスの周知

施策3 持続可能な防災体制のあるまち

現状と課題

近年、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生しており、地域防災力の中核を担う消防団の重要性がこれまで以上に増えています。

一方、消防団員数は全国的に減少しており、本町も同様の傾向にあります。

大規模災害においては、同時多発的な被害への対応が求められることから、地域に密着した消防団の役割は大変重要なものとなっていますが、社会情勢の変化などから消防団を取り巻く環境は変わってきています。

消防団組織や活動のあり方を検討するとともに、多様な対策を講じる必要があります。

施策の方向性

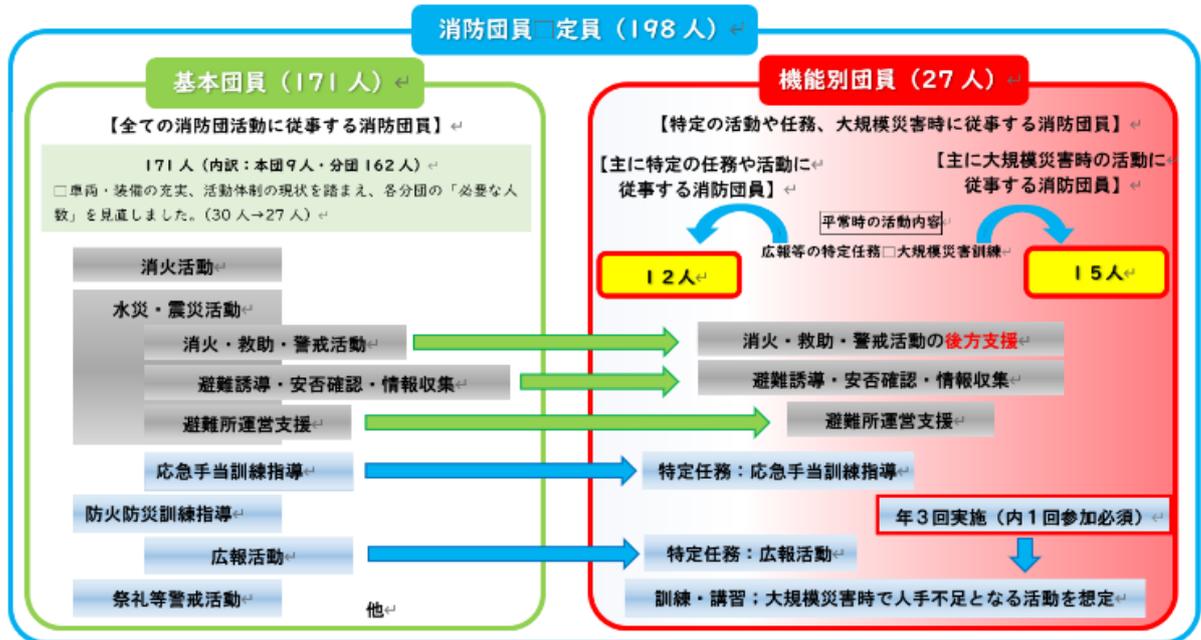
持続可能な防災体制のあるまちの実現には、消防団を中核に地域における多様な防災組織の連携が深まり、自助・共助・公助が一体となった体制を構築する必要があります。

消防団員の確保対策、環境の整備や消防団活動の効率化など、持続可能な消防団運営に必要な充実強化、体制を整備します。

また、教育訓練の標準化により災害対応に必要な知識・技術の向上を図り、訓練や技術指導を通じて地域住民との連携を強化することで、地域防災力の充実強化を進めていきます。



消防団員による土砂災害対応訓練



基本団員と機能別団員

取組事業	内容
活力ある消防団組織の整備	・新規消防団員の加入促進を目的とした広報活動
消防団の活動環境の整備	・災害時緊急参集方法のDX化
身近な消防団への整備	・消防団だよりの発行による活動内容の周知 ・機能別団員※による救命講習会の実施
消防団の教育訓練の充実	・消防職員との災害時を想定した合同訓練
消防団と地域との連携	・機能別団員による避難所運営支援の訓練等

施策４ あらゆる災害に備えたまち

現状と課題

近年、気候変動の影響等により、自然災害が激甚化・多発化し、全国各地で甚大な被害をもたらしています。沿岸部と丘陵部を持つ本町では、多様な災害リスクが想定され、平時から災害情報の収集・分析や迅速な情報伝達体制を確立しておくことが必要です。

本町は横須賀市と共同で横須賀市・葉山町消防指令センター（以下、「指令センター」という）を運用し、効率的な体制を確保している一方、機器の維持更新や、ICT^{*}・5G^{*}対応などの技術進展、固定電話のIP化^{*}に伴う通信基盤への対応も求められています。

施策の方向性

あらゆる災害に備えたまちを実現するためには、消防活動に必要な人員、施設・機器の整備や水利の充実を図るとともに、高度な知識・技能を持つ人材の育成や、関係機関との連携強化、指揮本部体制の整備、現場活動体制の最適化、教育・訓練体制の充実を推進します。これらにより、多様化・大規模化する災害に対し、迅速かつ的確に対応できる持続的な消防力確保をめざします。

消防の活動を支える基盤となる指令センターについては、システム・無線設備の計画的更新を進め、情報共有や協力体制の強化を図ります。また、ICT・5Gなどの先進技術を積極的に活用し、指令業務の高度化、現場活動支援の向上、隊員の安全性確保と業務効率化を推進し、強靱で安定した通信指令体制を構築します。



令和6年能登半島地震での緊急消防援助隊活動



緊急消防援助隊の訓練参加



横須賀市・葉山町消防指令センター

取組事業	内容
多様な災害への対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクに応じた専門訓練の実施 ・現場対応力向上のためのシミュレーション訓練
大規模災害への対策強化	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の指揮本部体制の整備、強化 ・他自治体消防機関、他機関との合同訓練
機器・水利の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・車両・資機材の計画的更新 ・既存防火水槽の適正管理及び管理更新計画の策定
指令センターの安定運用	<ul style="list-style-type: none"> ・システム、無線設備の更新と維持管理の計画的推進 ・指令員研修の充実

施策5 充実した消防組織のあるまち

現状と課題

消防業務は高度化・複雑化が進み、幅広い知識と専門性が求められる一方、職員の経験やスキルにばらつきが生じやすい状況にあります。また、家庭環境の変化やライフスタイルの多様化により、これまでの働き方では個々の事情に十分対応できない場面も増えています。その結果として、十分な教育訓練の機会確保や育児・介護と業務の両立、長時間勤務の是正などが課題となっており、人材の育成と定着を両立させる組織づくりが求められています。

施策の方向性

充実した消防組織のあるまちを実現するため、職員一人ひとりが能力を最大限発揮できる仕組みづくりを進めます。計画的な教育訓練や研修制度の充実により、専門性と実践力を確実に高め、組織全体として質の高い災害対応力を維持します。

併せて、育児・介護・生活スタイルの多様化に対応できる柔軟な勤務形態の導入や業務の効率化を進め、誰もが働き続けやすい環境を整えます。また、職員の心身の健康を支えるサポート体制を強化し、安心して職務に専念できる職場づくりを推進します。

これらの取組を通じて、職員が成長と働きがいを実感し、持続的に力を発揮できる充実した消防組織を構築します。



日常のコミュニケーションから信頼関係を築く



廃車両とクレーンを使用した訓練



日々の技術指導



ハラスメント防止研修

取組事業	内容
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種専科教育の受講、専門資格の取得補助 ・ 高齢期職員が行うアドバイス制度の検討
多様で柔軟な働き方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類事務・調査業務のデジタル化による負担軽減 ・ ハラスメント等の独自研修会の継続開催

「市町村消防計画の基準」と本町の規定等の関係

市町村消防計画の基準	本町の規定等
<p>1 組織計画</p> <p>組織計画は、水火災及び地震等の災害を防除することにより、災害による被害を軽減するため、消防機関の事務機構と部隊編成等について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部等設置条例 ○葉山町消防本部組織等規則 ○葉山町消防署組織等規程 ○葉山町消防長及び消防署長の任命資格を定める条例 ○消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間に関する規則 ○葉山町消防吏員階級に関する規則 ○葉山町消防職員服務規程 ○葉山町消防本部警防規程 ○葉山町救急業務規程 ○葉山町消防団条例 ○葉山町消防団規則 ○葉山町消防団機能別団員に関する規則
<p>2 消防力等の整備計画</p> <p>消防力等の整備計画は、「消防訓練礼式」、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」等に基づき、消防力の現勢を把握することで、将来の社会構造の変化に適切に対応し、消防力等の増強、更新及び整備点検等について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部組織等規則 ○葉山町消防署組織等規程 ○葉山町消防職員服務規程 ○葉山町消防職員被服等貸与規則 ○葉山町消防本部警防規程 ○葉山町救急業務規程 ○葉山町消防職員安全衛生管理要綱 ○横須賀市・葉山町消防通信指令事務協議会規約 ○横須賀市・葉山町消防通信指令事務協議会規程 ○消防年報 ○葉山町消防団条例 ○葉山町消防団規則 ○葉山町消防団機能別団員に関する規則 ○葉山町消防本部・葉山町消防団の消防力の現況及び整備目標 ○消防車両等整備計画 ○葉山町職員定数条例
<p>3 調査計画</p> <p>調査計画は、水火災及び地震等の発生時、的確に活動を行うため、消防地水利及び災害危険区域等の警防調査について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部警防規程 ○公設消火栓標示維持管理計画

<p>4 教育訓練計画</p> <p>教育訓練計画は、社会の急速な進展に伴う、消防環境の変遷に対応し、安全確実な消防活動が遂行できるよう、消防職団員が消防に係る知識、技能を効果的かつ効率的に習得するため、教育及び訓練について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部警防規程 ○葉山町救急業務規程 ○葉山町消防職員安全衛生管理要綱 ○葉山町消防団規則 ○葉山町消防団機能別団員に関する規則 ○訓練時における安全管理マニュアル ○葉山町消防団訓練マニュアル
<p>5 災害予防計画</p> <p>災害予防計画は、災害による被害の発生を未然に防止し、あるいは軽減するため、火災予防査察、火災及び風水害の予防指導、火災予防に関する広報活動等について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部組織等規則 ○葉山町火災予防条例 ○葉山町火災予防条例施行規則 ○葉山町火災予防査察規程 ○火災調査規程 ○葉山町危険物の規制に関する規則 ○指定催し要件 ○消防用設備等の届出等を要する防火対象物の指定 ○避雷設備指定 ○防火対象物の点検基準を定める告示 ○喫煙、裸火使用又は火災予防上危険な物品の持ち込み禁止場所の指定について ○建築物の同意等に関する事務処理規程 ○防火基準適合標示制度に関する事務処理要綱 ○防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する事務処理要綱 ○無窓階以外の階の判定基準 ○葉山町火災予防違反処理規程 ○葉山町消防本部火災予防査察規程事務処理要綱 ○葉山町火災予防違反処理規定事務処理要綱 ○消防用設備等事務処理要綱 ○防火対象物使用開始届出事務処理要綱 ○火災調査規程の運用に関する要綱 ○予防技術資格者認定等事務処理規程
<p>6 警報発令伝達計画</p> <p>警報発令伝達計画は、異常気象時における災害を未然に防止するため、火災警報等の発令、解除、伝達及び周知方法について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部警防規程 ○葉山町火災警報発令規程

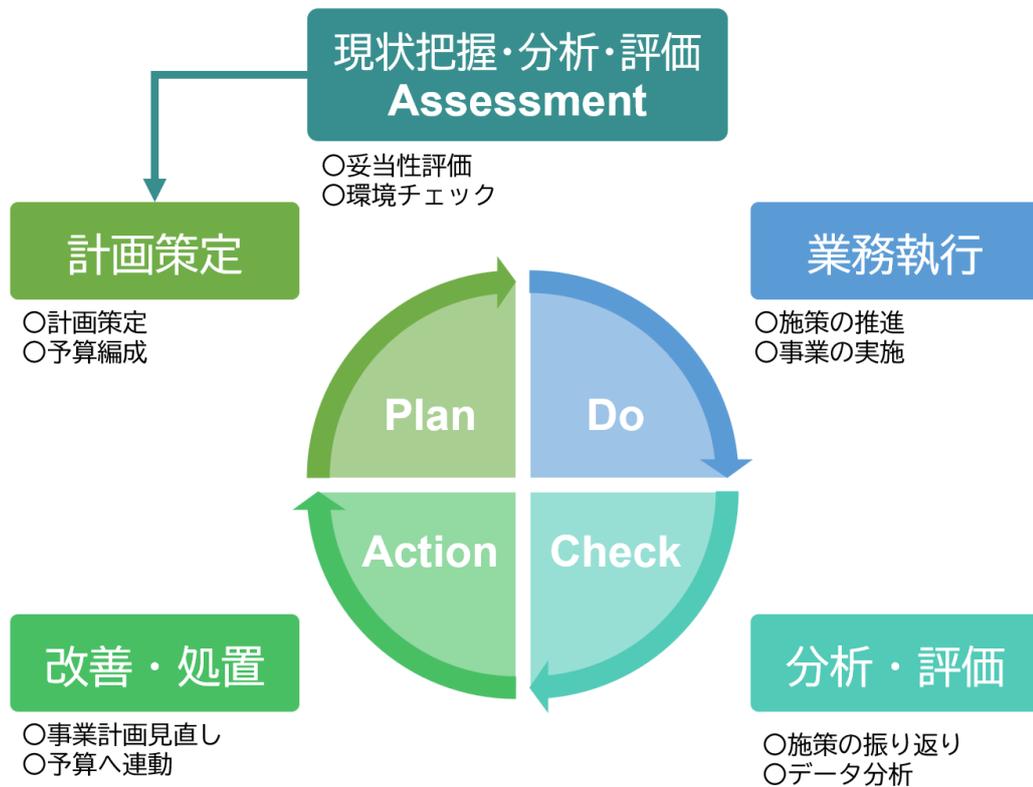
<p>7 情報計画</p> <p>情報計画は、適切な消防活動を実施するため、各種災害情報を迅速かつ正確に把握するとともに、関係機関への報告及び通報等の体制について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部警防規程 ○火災調査規程 ○葉山町救急業務規程 ○消防通信事務処理規程 ○指令センターとの無線交信要領 ○署活動用携帯型移動局運用要領 ○指令センターマニュアル ○消防部隊災害報告事務処理要領 ○災害番号記録簿等入力要領 ○報道機関等からの情報提供依頼の対応要領 ○葉山町 NET119 緊急通報システム運用要綱
<p>8 火災警防計画</p> <p>火災警防計画は、火災を警戒し、鎮圧のため、消防職団員の招集、出動、警戒、通信及び火災防ぎよ等について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部警防規程 ○葉山町火災警報発令規程 ○葉山町消防本部の警防活動時における安全管理マニュアル ○消防通信事務処理規程 ○指令センターマニュアル ○消防職団員招集指令メール配信システム運用管理規定 ○災害時招集要領 ○葉山町消防団条例 ○葉山町消防団規則 ○葉山町消防団運用基準
<p>9 風水害等警防計画</p> <p>風水害等警防計画は、風水害等を警戒し、防ぎよするため、消防職団員の招集、出動及び警戒体制等を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部警防規程 ○葉山町消防本部の警防活動時における安全管理マニュアル ○葉山町消防本部（大）津波警報等発表時の活動要領 ○葉山町消防団条例 ○葉山町消防団規則 ○葉山町消防団運用基準 ○葉山町消防団震災時活動マニュアル
<p>10 避難計画</p> <p>避難計画は、町民の生命、身体を災害から保護するため、避難勧告及び避難指示（緊急）の周知並びに誘導灯について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部警防規程

<p>11 救助救急計画</p> <p>救助救急計画は、災害により発生した傷病者等を救助し、適切な処置を施し、的確な医療機関等へ迅速に搬送するため、消防職団員の招集、出動、通信及び医療機関との協力体制等について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部警防規程 ○葉山町救急業務規程 ○水難救助艇運用規程 ○横須賀市立総合医療センタードクターカーの運用に関する協定 ○消防通信事務処理規程 ○消防指令センターマニュアル ○葉山町消防本部多数傷病者救急事故活動要領 ○葉山町応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱
<p>12 応援協力計画</p> <p>応援協力計画は、火災などをはじめ、大規模災害や特殊災害に対応するため、市町村相互及び関係機関等との応援協定の締結や応援及び受援等について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山町消防本部警防規程

進行管理

本消防計画は、基本計画策定（Plan）、業務執行（Do）、分析・調査（Check）、改善・処置（Action）の各段階の系統を確実に実施し、計画が形骸化することなく、継続的かつ効果的に運用されるよう努めます。この運用管理により、計画の進捗状況や実施結果を定期的に把握し、課題や改善点を速やかに抽出して対応することで、施策の実効性を高めていきます。

また、国の制度改正や法令の変更に際しては、最新情報を的確に収集・分析し、その内容を反映した計画の改訂をタイムリーに実施するなど、柔軟かつ迅速に対応します。さらに、大規模な自然災害の発生や社会情勢の変化といった突発的かつ重大な事態が生じた場合には、状況を的確に把握（Assessment）を行い、関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要に応じて計画の再検討・修正を迅速に行うことで、常に地域の安全安心を守る体制を維持・強化してまいります。



資料編

関連する計画等一覧

計画等の名称	概要	根拠法令
葉山町地域防災計画	災害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、災害の予防、応急対策、復旧・復興についての事項を定めた計画	災害対策基本法
葉山町国民保護計画	武力攻撃事態等の発生、又はそのおそれがある場合に備え、町民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめる計画	武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律
葉山町国土強靱化地域計画	大規模自然災害などの被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興を可能にすることを目的とした計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
葉山町個別避難計画	高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて災害時の個別の避難行動を記載する計画	災害対策基本法
葉山町森林整備計画	適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持構成を図るための計画	森林法
葉山町DX推進基本方針	情報通信技術の動向などの最新の状況を絶えず把握しながら、デジタル技術を活用し、新たな日常に対応した町民サービスおよび町役場業務への変革を全庁的に推進するための方針	デジタル社会に向けた改革の基本方針 自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画

葉山町中長期財政計画	中長期的財政運営の指針を示し、健全な財政運営を維持していくための計画	—
協同のまちづくり指針～みんなでつくる葉山～	よりよいまちづくりのための取組を、絶え間なくかつ効果的に進めていくために、協同をどのように取り扱っていったらよいかを整理した指針	—
葉山町公共施設等総合管理計画	葉山町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務大臣通知）
災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定（三浦半島4市）	災害時における三浦半島4市1町の相互応援に関する協定	—
災害時における相互応援に関する協定（姉妹都市・友好都市）	草津町、那須町、下田市それぞれと締結した災害時の相互応援に関する協定	—
人材育成・確保基本方針	複雑・多様化する行政課題に対応できる職員の育成・確保の推進及び職員の能力発揮を促進するための方針	人材育成・確保基本方針策定指針
葉山町職員ハラスメントの防止の指針	葉山町役場におけるハラスメントを防止するための対応策等について示した指針	労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法

<p>研修計画</p>	<p>職員の資質向上と意識改革を図るための計画的な人材育成に関する計画</p>	<p>—</p>
<p>特定事業主行動計画</p>	<p>男女共に仕事と家庭を両立させ、充実した人生を送ることができる、また、女性職員がその個性と能力を十分発揮して活躍できる職場環境となることを目指す計画</p>	<p>次世代育成支援対策推進法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律</p>

用語集

(用語)

(意味)

ICT (P.19)	Information and Communication Technology の略。 「情報通信技術」のことで、インターネットやパソコン、スマートフォンなどを活用した情報の伝達・共有の仕組みを指します。
#7119 (P.16)	急なケガや病気の際、「救急車を呼ぶべきか」「病院へ行くべきか」迷ったときに相談できる電話番号です。
#8000 (P.16)	子どもの夜間の急な発熱やケガなどについて、小児科医や看護師に電話で相談できる番号です。(小児救急電話相談)
5G (P.19)	高速で大容量のデータ通信ができる新しい通信規格です。 4G よりも速く、遅延が少ないため、より快適な通信が可能になります。
ウェルビーイング (P.5)	「身体・心・社会的な満足度が高い、よりよく生きられる状態」を表す考え方です。幸福や健康を幅広く捉えた概念です。
危険物安全協会 (P.14)	危険物に関する安全対策の普及啓発や講習、資格制度の運営などを行う団体です。危険物取扱者試験の補助なども担当します。
機能別団員 (P.18)	通常の消防団員（基本団員）が日常的に地域の防災活動を行うのに対して、大規模災害時の災害対応や支援、火災予防や広報など、特定の活動のみに参加する団員を指します。

救急救命士 (P.16)	救急現場で医師の指示のもと、心肺蘇生や気道確保、薬剤投与などの高度な救急医療行為を行う国家資格を持つ医療従事者です。救急車内や病院到着までの救命活動の中心的役割を担っています。
緊急消防援助隊 (P.1)	大規模な災害が発生した際、全国の消防本部が協力して被災地へ駆けつける仕組みです。地域を越えて消防力を集結し、救助活動や消火活動を行います。
固定電話のIP化 (P.19)	従来の固定電話回線を、インターネット回線（IP網）に切り替えていく取り組みです。将来的に現在の加入電話網が終了し、新しい通信方式に移行します。
第四次葉山町 総合計画 (P.1)	葉山町の将来のまちづくりに関する基本方針や目標を示した、総合的な計画です。福祉、教育、防災、環境など幅広い分野の方向性を定めています。
デジタル トランス フォーメーション (DX) (P.1)	デジタル技術を活用して、仕事の進め方やサービスをより便利に、効率的に変えていく取り組みのことです。
消防設備点検 資格者 (P.14)	建物の消防設備（消火器・火災報知器など）の点検を行うための国家資格です。種類に応じて扱える設備が決まっています。
日勤救急隊	主に日中の時間帯に活動する救急隊のことで、救急の出動が多い時間帯に対応するために編成されています。救急隊員の働き方の多様化や労務管理の改善にも役立ち、増加する救急需要に効率よく対応するために、地域の実情に応じて導入が推奨されています。
予防技術資格者 (P.14)	消防職員向けの資格で、建物の防火対象物の審査・査察、設備の構造等に関する専門知識を有することを示す資格です。 (予防業務の専門性を高めるための制度)

第一次葉山町消防計画

発行日 2026年3月策定
発行 葉山町消防本部
〒240-0112
電話 046-876-0119
FAX 046-876-1263
編集 葉山町消防

**The First HAYAMA TOWN
FIRE SERVICE PLAN**

2026 - 2040